

教育訓練給付金指定講座を
運営する教育訓練施設の長 殿

厚生労働省参事官
(若年者・キャリア形成支援担当)

令和 7 年度教育訓練給付金の支給の対象となる厚生労働大臣指定教育訓練現況報告書（令和 6 年度実績）の回答及び専門実践教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金指定講座受給者アンケートの実施について

平素から、教育訓練給付金指定講座（以下「指定講座」という。）の運営に御協力いただき感謝申し上げます。

標記について、「雇用保険法第 60 条の 2 第 1 項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準」（平成 26 年厚生労働省告示第 237 号）第 1 項第 3 号に基づき、指定講座に係る運営状況を定期的に報告いただいているところです。

本年度においても、下記第 1 のとおり調査を実施しますので、必ず御回答いただきますようお願いいたします。

なお、教育訓練現況報告書により報告いただく講座の状況は、厚生労働省が講座の運営状況を把握するほか、教育訓練給付金の対象講座の受講を検討する方々へ情報提供するため、「教育訓練講座検索システム」（※）に掲載しますので、御了知ください。

また、専門実践・特定一般教育訓練給付金を受給された方に対する受給者アンケートを下記第 2 のとおり実施しますので、趣旨を御理解いただき、当該アンケートの対象となる受給者へのアンケートの確実な送付について、御協力をお願いします。

なお、次年度も同様の報告を依頼する予定であり、その内容については、厚生労働省ホームページにおいても告知を行いますので、ご承知置きの程、よろしく申し上げます。

(※) 教育訓練講座検索システム

<https://www.kyufu.mhlw.go.jp/>



記

第 1 教育訓練現況報告書の回答について

- 1 別添 1 「現況報告書回答対象講座一覧」に掲げる講座について、昨年度（令和 6 年度）修了者に対し、「教育訓練給付金指定講座修了者アンケート」（※）を実施の上、回答結果を集計してください。提出に当たっては、別添 2 「『令和 7 年度教育訓練給付金の支給の対象となる厚生労働大臣指定教育訓練現況報告書（令和 6 年度実績）』実施要領」（以下「実施要領」という。）を御確認ください。

集計結果は、「教育訓練現況報告書回答様式」（※）に記入し、以下の Web 回答フォームに当該様式を添付の上、提出をお願いいたします。

回答期限：令和 7 年 12 月 10 日（水）

【WEB 回答フォームの URL】

URL : https://csc.ajis-group.co.jp/s_login.php?&SurveyID=15

短縮 URL: <https://bit.ly/mhlw2025>

(エイチティティピーエス://ビアーティィ.エルワイ/エムエイチエルダブリュー 2025)



(※) 以下の厚生労働省ウェブサイトに掲載

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouikukunren_genkyo.html



2 上記期限までに回答せず、更に別途設定する最終回答期限（令和 8 年 1 月上旬）までに回答しなかった場合には、当該講座の指定は原則令和 8 年 4 月 30 日付けで取消し（指定期間満了扱い）となりますので、御留意ください。

3 回答内容に虚偽等が認められた場合や、未回答で空欄が多い等の場合は、「雇用保険法第 60 条の 2 第 1 項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準（平成 26 年厚生労働省告示第 237 号）」第 1 項第 3 号及び第 5 号に該当しないものとして、全指定講座の指定を取り消す場合があります。

<別添リスト>

別添 1 現況報告書回答対象講座一覧（同封）

別添 2 「令和 7 年度教育訓練給付金の支給の対象となる厚生労働大臣指定教育訓練現況報告書（令和 6 年度実績）」実施要領（同封）

別添 3 現況報告書及び受給者アンケートに関する Q & A（同封）

第 2 専門実践教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金指定講座受給者アンケートの実施について

1 本アンケートの対象となる講座は、令和 7 年 10 月 1 日時点で専門実践教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金の指定を受けている講座であって、令和 2 年 10 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日までの間に当該講座を修了し、かつ、専門実践教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金の支給を受けた方（以下「アンケート対象受給者」という。）がいる講座です。

2 本アンケートの対象となる講座を有する教育訓練施設に対しては、別途、本調査事業の受託者（エイジスリサーチ・アンド・コンサルティング株式会社）から、依頼状及び対象講座一覧が送付されますので、アンケート対象受給者に対し、本アンケートの御依頼をお願いいたします。

3 本アンケートの回答期限は、令和 7 年 12 月 26 日（金）となりますので、期限内に回答できるよう、十分な時間的余裕をもって本アンケートを御依頼いただきますようお願いいたします。

以上